

議案第 1 2 0 号

川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例

川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例（平成 1 2 年川崎市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「は、」を「の額は、別表金額の欄に定める金額に」に、「乗じたもの」を「乗じて得た額」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、占用期間が 1 月に満たないものについての占用料の額は、同項の規定により算出した額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額とする。

4 前項の規定により算出した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表中「1 9 0 円」を「1 9 3 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に占用の許可を受け、この条例の施行の日前から同日以後引き続き占用する場合にあっては、当該許可に係る占用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に土砂の採取の許可を受け、この条例の施行の日前から同日以後引き続き土砂を採取する場合にあっては、当該許可に係る土砂採取料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料の額を改定するため、この条例を制定するものである。